

4 「第四 結語」について

争う。

第3 亡悟の死亡に関係する事件の捜査経過等

- 1 亡悟の遺体は、平成11年10月25日、町道に隣接する北海道川上郡標茶町字西標茶69番地所在の側溝草地において、損壊した自動二輪車とともに発見された。
- 2 釧路地方検察庁（以下「釧路地検」という。）検察官は、平成12年2月28日、亡悟を被疑者とし、平成11年10月22日ころ、上記1の北海道川上郡標茶町字西標茶69番地付近道路における自動二輪車の無免許運転及び安全運転義務違反を内容とする道路交通法違反被疑事件を不起訴処分とした。
- 3 原告及び亡悟の実父である木村勝雄は、平成15年11月26日、北海道警察本部長に対し、平成11年10月22日ころ、氏名不詳の被疑者が、北海道川上郡標茶町内において、亡悟に対し、暴行を加え、よって、傷害を負わせ死亡させた旨の傷害致死被疑事件を告訴した（甲第5号証）。
- 4 上記3記載の傷害致死被疑事件は、その後、釧路地検検察官に送致され、同地検検察官検事椿剛志が捜査を担当していたが、同検事の異動に伴い、同地検検察官検事中尾貴之が同事件を引き継ぎ、同検事は、平成17年12月28日、同事件を不起訴処分とし、同処分を告訴人である原告及び木村勝雄に対して通知した（甲第6号証の1）。
- 5 釧路検察審査会は、上記4記載の不起訴処分について不起訴不当の議決をしたため、同地検検察官検事藤田信宏が再捜査を行い、同検事は、平成18年10月17日、同事件を不起訴処分とし、同処分を告訴人である原告及び木村勝雄に対して通知した（甲第6号証の2）。

第4 被告の主張

1 職権濫用、犯人隠避の主張に理由がないこと

原告は、釧路地検の検察官4名が、北海道警察釧路方面弟子屈警察署警察官の犯罪行為を隠蔽するなどの目的で、本件告訴事件を不起訴処分としたことによって、「原告の告訴権」及び亡悟を殺害した「原告の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」を侵害したとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）